

議案 第283号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例の一部を
改正する条例案

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条中第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、その属する世帯に次のいずれかに掲げる者がいるもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する兄又は姉その他同法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない兄又は姉で教育委員会規則で定めるもの

イ 満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある兄又は姉

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年9月9日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

幼稚園の保育料の減免の対象となる者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の保育料等に関する条例（抄）

（保育料の減免）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、教育委員会規則で定めるところにより、保育料を減免することができる。

(1)–(2) 省 略

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、その属する世帯に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する兄又は姉その他同法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない兄又は姉で教育委員会規則で定めるものが2人以上いるもの

(3) 前2号に掲げる者以外の者で、その属する世帯に次のいずれかに掲げる者がいるもの

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は同法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する兄又は姉その他同法第17条第1項に定める小学校就学の始期に達しない兄又は姉で教育委員会規則で定めるもの

イ 満6歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満9歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある兄又は姉

(4)–(5) 省 略